

# いじめ防止基本方針

令和 8 年 4 月

札幌市立新川中学校

(最終改定 令和 8 年 4 月)



## はじめに

札幌市においては、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の趣旨等を踏まえ、平成28年6月に各学校におけるいじめ防止等の対策に係る基本的な考え方を示す「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定することが義務付けられ、本校においても実情に応じた、いじめ防止等の対策のための基本的な方針を定めた。

新川中学校いじめ防止基本方針には、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの対処」等を主な項目とし、「学校がどのような子どもを育てようとしているのか」、そのために「教職員は何をやるのか」等を示している。

## 1 いじめ防止等の取組を推進していく基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、人間として絶対に許されない人権に関わる重大な問題である。

しかし、いじめはどの学級でも、どの生徒にも起こり得ることであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうる問題であると認識し、全校教職員が共通理解を図り組織として対応していく必要がある。いじめの防止は未然防止、早期発見、早期対応に、継続して取り組んでいくことが重要である。

### ■いじめの定義（「いじめ防止対策推進法総則」より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

### ■具体的ないじめの態様（「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

- \* 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- \* 仲間はずれ、集団による無視をされる
- \* 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- \* ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- \* 金品をたかられる
- \* 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- \* 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- \* パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

## 2 いじめ防止のための対策組織

いじめ防止の中核として、「いじめ等防止対策委員会」（危機対応チーム）をつくる。この委員会は、他の重大事態が考えられる際、危機対応チームとしての役割も負う（いじめ防止対策推進法第22条）。

### ■いじめ等防止対策委員会の開催、役割、構成員

- ① この委員会の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行う。
- ② 上記の基本方針の下、この委員会は、いじめ事案発生時の対応協議・解決に向けた取組の中核として、「新川中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認を行う。
- ③ 構成員については、管理職、主幹教諭、生徒指導（支援）担当教諭、学年主任、養護教諭、SC、

その他関係の教職員の他、必要に応じて外部専門家等や地域の関係者とする。

- ④ 定例の会議を月1回開催し、いじめの認知や解消の件数および認知した個別の対応状況等を確認する。
- ⑤ 速やかに対応する必要がある場合、出席可能な構成員で会議を開催する。（その場合、定例の会議でその内容を再度確認する。）
- ⑥ 学校長が不在の場合は、教頭が会議を主宰する。教頭が不在の場合は、主幹教諭、生徒指導（支援）担当教諭が会議を主宰する。また、その内容については後に必ず校長の決裁を受ける。
- ⑦ 構成員が会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求め、また、必要に応じて意見を述べることを。
- ⑧ 会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。
- ⑨ アンケートの結果や、複数の教職員が集めた情報を、生徒ごとにまとめるなどして集約と共有を図り、経年的に把握できるようにする。

### 3 いじめを未然に防止するために

#### ■新川中学校教職員の基本的な構え

#### かかわるすべての生徒にとっての居場所となる学校創りに向けた学校教育の推進 一人一人が大切にされると実感できる教育活動の推進

生徒、教職員、保護者、地域・関係機関が連携し、いつでも・どこでも・だれでも・どの子にももの姿勢で、一人ひとりの生徒に手をかけ、目をかけ、手間をかけ、愛情を持って教育にあたる。

生徒が活動する場を積極的に組織し、意見を交流し認め合う経験をさせる中で、自己承認（自己存在感、肯定感、有用感）と相互承認を高め、他者を認め、大切にできる人間に成長させる。

- (1) 生徒が主体的に活動できるような授業づくりや集団づくり。
  - ① 生徒の居場所があり、自己肯定感を感じることでできる学校、学級づくり。
  - ② 行事や日常生活の中で、お互いの違いを知り、それを尊重し合える集団づくり。
- (2) 「命を大切に」指導と道徳教育の充実。
  - ① 学校の教育活動全体を通して、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。
  - ② 各教科・道徳の時間で「命の大切さ」を実感できる授業の推進を図る。
  - ③ 道徳教育の要である「特別の教科 道徳」では、いじめに関する内容の充実を図る。また、多様な指導方法の工夫によって「考え、論議する道徳」を目指す。
  - ④ 3学年「命の大切さを学ぶ教室」の実施。
- (3) 情報モラル教育の推進。
  - ① 教師自身の研修を深め、生徒や保護者に積極的に啓発するよう努める。
  - ② 1学年「ケータイ・スマホ安全教室」の実施。
- (4) 教育相談活動とカウンセリングの充実。
- (5) 生徒会活動を通じた取組
  - ① 生徒自らが、いじめ防止に関わる活動を組織する。
  - ② 「いじめ撲滅標語」の公募、決定と掲示物の作成、掲示など。
- (6) 全校単位での指導（特設および集会時の指導）

#### 規範意識の向上

- ① 規範意識を向上させる中で、「いじめは絶対許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であること」を教える。（秩序のない集団がいじめを生む温床となる。）
- ② 秩序ある友愛的な集団づくり。社会性を身に付け、ルールを遵守できる生徒の育成を目指す。

## わかる授業

- ① 学習に対する成就感、達成感を持たせる。学び合い、話し合いの場を取り入れる。
- ② 授業でほめて、活躍を期待する。

## 集団づくりを担っているという意識づけ

- ① 自分の言動が、自分の所属する集団の質を決めるということを感じさせる指導。
- ② いじめや、いじめに至る行為をやめさせる勇気の大切さと美しさを教える。
- ③ 正しい行動の生徒が孤立しないための、全体への啓発。（助けを求めることの正しさ）

## 4 いじめを早期発見するために

### ■新川中学校教職員の基本的な姿勢

- ・アンテナを高くはり、いじめの小さな兆候も見逃さない意識。（授業中の冷笑等と啓発）
- ・適切なソナー発信（見えないところを探る努力）による生徒理解の充実。
- ・小さなことでも連絡・相談し合える教職員集団。
- ・生徒との対話を大切にし、小さな変化を見落とさない。変化に気づくゲートキーパー。

### (1) 日常的な観察の充実～子どもの声に耳を傾ける・子どもの行動を注視する。

- ① 休み時間等、全教員による巡視に務める。
- ② 生徒という機会を増やす。声かけを行い、日常の言動や態度、交友関係に注意する。
- ③ 本人および保護者や周囲の友人が、打ち明けやすい信頼関係と雰囲気づくり
- ③ 「いじめ見逃しゼロ」に向け、認知および解消については、学級担任などの教師個人ではなく、「いじめ等防止対策委員会」で判断する。

### (2) いじめアンケート、教育相談週間、学校評価アンケートの実施。

- ① 年間を通した計画的なアンケートを行い、職員会議でその情報を共有する。必要に応じて生徒理解のためのアンケートを実施する。（生活アンケート年3回、シャボテンとは別に紙で実施する）
- ② 教育相談期間中に全員の生徒と話しをする。
- ③ アンケートを実施した際は、「いじめ等防止対策委員会」を開き、アンケート結果や面談等について分析、検討を行う。

### (3) 生徒及び保護者がいじめについて相談しやすい体制をつくる。

- ① 担任だけでなく、どの教師も話しを聞く姿勢があることを保護者に周知する。
- ② SC、相談支援パートナー、学びのサポーターと連携し、生徒が話しやすい状況を作っておく。

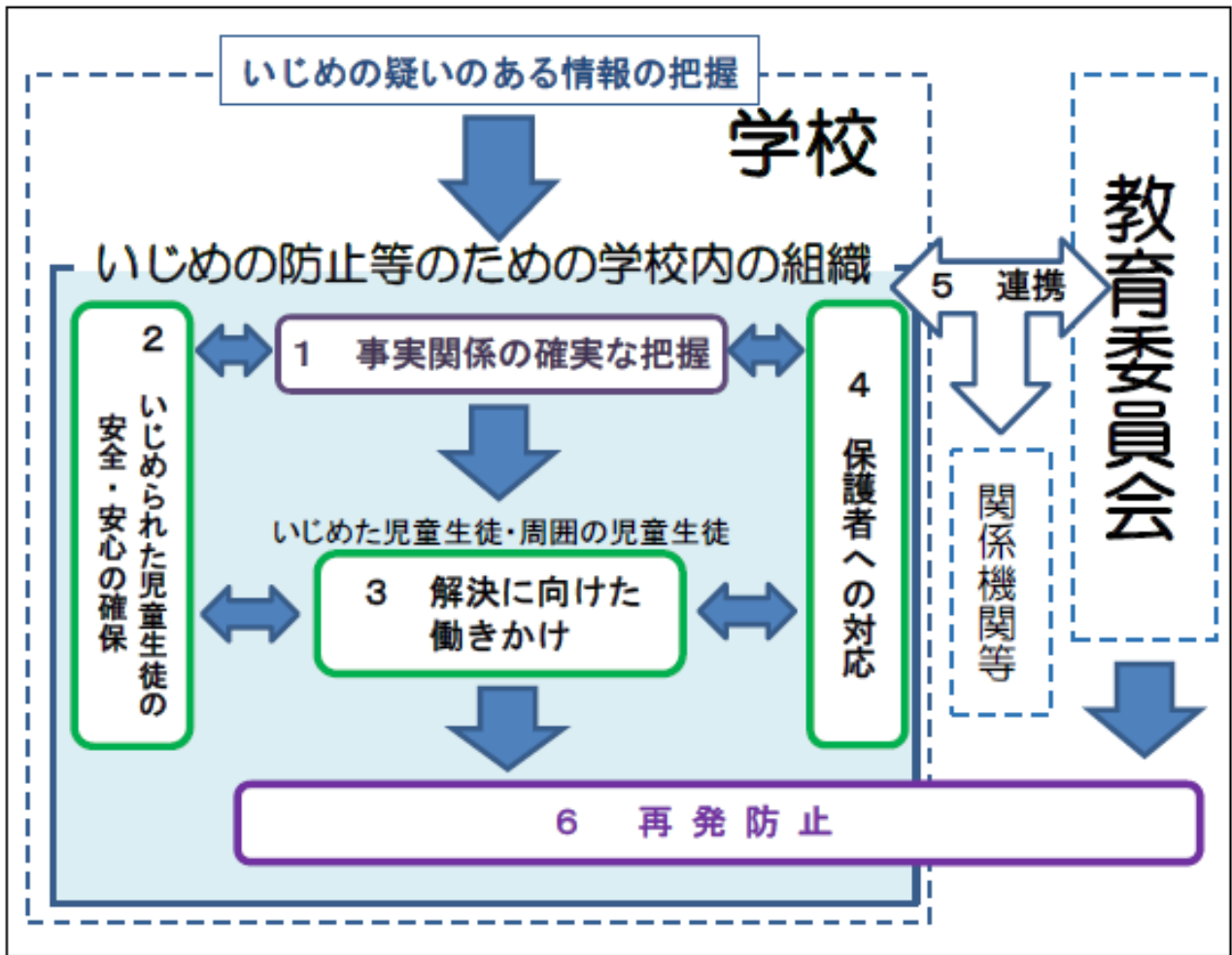
### (4) 地域・保護者との連携

- ① 下校後や休みの日など、複数の目で生徒への見守りを願います。
- ② 青少年健全育成推進会などで情報交流などを行い、連携の強化を図る。

## 5 いじめ発見→認知後の早期対応について

### ■新川中学校教職員の基本的な姿勢

- ・速やかに組織的に対応する（一人で解決できると過信しない、抱え込まない）。
- ・被害生徒を守り通す。
- ・相談体制を整備・充実させる。



■いじめへの対処の流れ（札幌市いじめ対策等の基本的な方針より）

(1) いじめられている生徒の立場に立ち、詳細な事実確認を行う

- ①誰が誰をいじているのか（加害者と被害者の確認）
- ②いつ、どこで起こったのか（時間と場所の確認）
- ③どのような内容のいじめか、どのようないじめを受けたのか（内容）
- ④いじめのきっかけは何か（背景と要因）
- ⑤いつ頃からどのくらい続いているのか（期間・頻度）

(2) 事実確認を迅速に行うとともに、教職員の共通理解を図る。

- ①事実確認された内容を全教員で共有する。
- ③ いじめ等防止対策委員会で、その後の方針を立て、それを全教員で共有して動く。
- ④ いじめられた生徒の保護者には、その日のうちに家庭訪問などにより直接会って途中段階でも事実関係を迅速に伝える。また、対応策についてその段階でできていれば説明をし、まだ途中の場合は目処を説明し、了承を得る。

(3) 必要に応じて市教委への報告、関係機関の協力の下で対応する。

- ①学校から市教委へ、必要に応じて報告するとともに対応について助言を得る。特に緊急性が高い事案と判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- ⑤ 法を犯す行為など、内容によっては早期に警察等に相談して協力を求める。

(4) 解決に向けて

①加害生徒に対しては、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省、謝罪をさせる。その後も、学校生活などしっかり行うよう指導していく。

加害生徒への指導 「いじめはどんな場合も許されない」ことを指導の根幹とする。

- ・行為に対し正面から向き合わせ、いじめはどんな理由があっても許されないことだと理を尽くし冷静に指導する。
- ・相手の心の痛みを理解させる指導。被害者との認識のずれを埋める指導。
- ・いじめを行った動機や気持ちをしっかりと振り返らせて、今後の生活にどう臨むのか、被害生徒との関係、距離の取り方について指導する。  
(そこでは被害生徒の気持ちにも配慮する。謝罪の有無、1対1での話し合いの場の設定等)
- ・毅然とした姿勢で臨み、加害者の十分な反省を得て、再発はないと思われるまで粘り強く指導する。
- ・いじめを行った心的な背景やストレスには共感的に理解をし、アドバイスする姿勢も持つ。
- ・保護者に事実を伝えて協力を要請する。従前のトラブルを理由にするなど、自分の子どもを弁護する傾向が強いときでも、要請すべきことはしっかり要請する。その上で、不満を聞きつつも、前向きで建設的な視点をもてるよう、加害生徒のよい点にも触れるよう心がける。

② 被害生徒に対しては、心のケアをSC等と相談しながら行う。いじめの再発防止に向けて、見守り等安心して学校生活を送れるよう留意する。

被害生徒への支援 被害生徒が安心して教育を受けることを第一にする。

- ・事実を確認した場合、被害者視点第一で対応する。
- ・被害生徒が安心して学校生活を送れるよう必要な対策を取る。結果責任を果たす。
- ・本人、保護者の気持ちに配慮した対応。方針の事前説明と承諾。
- ・登校時、授業準備時間、昼休み等の継続した見守り。
- ・養護教諭、SCや本人が望む人的配置も視野に入れて、継続的な心のケアを図る。

④ 傍観していた生徒の不適切行為（はやし立て、見て見ぬふりをする等）は、いじめを深刻化させることになることを改めて指導する。

周囲の生徒への指導 周囲の生徒のあり様によって、助長や抑止がされると認識して指導する。  
(未然防止に向け、集団の成長、成熟は大切である。)

- ・いじめかどうかグレーな言動や行為、最初の段階での冷やかしなどは、周囲の生徒が嫌悪感を示すことで抑止できる場合もある。逆に、一緒に冷笑したりはやし立てたりすれば、逆に助長することを意識して指導する。(日々の指導の中でも機会を捉えて指導する)
- ・いじめは周囲の生徒によって加速し、傍観者によって深刻化することを指導する。
- ・「見ていて笑っただけ」も同調と同じ。いじめに加担したことになる。
- ・いじめをやめさせる勇気の大切さと美しさを教える。
- ・いじめをやめさせることは、被害生徒だけでなく、誤った行為に落ちる加害生徒を救うことでもあるという認識。

(5) 解決

①被害者が普通の学校生活を送れるようになるまで、しっかりと見守りを続ける。

- ②被害生徒の保護者には、それ以降も連絡を密に取り合っていく。
- ③いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途に「いじめ等防止対策委員会」で行う。
- ④3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害生徒および保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。また、保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- ⑤複数の教員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、「いじめ等防止対策委員会」において集約と共有を図る。またアンケートの結果など過年度の情報も含め、生徒個別の情報を経年的に把握できるようにする。

**■いじめが解消している状態**

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、校長またはいじめ等防止対策組織の判断によっては、より長期の期間を設定するものとする。
- ②被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

**6 再発防止といじめに向かわない態度の育成**

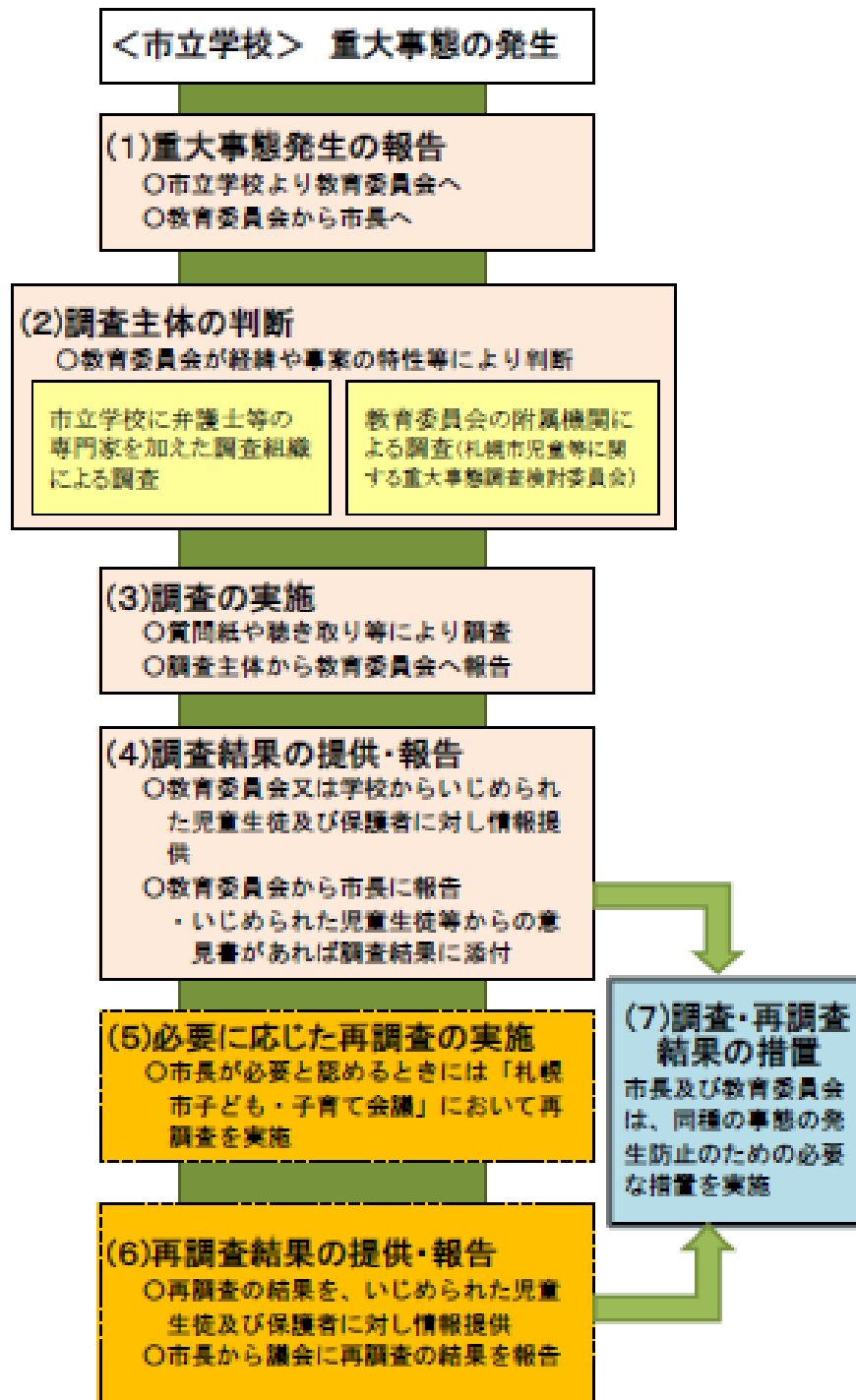
- (1) 児童生徒のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導等を行う。
- (2) いじめが解決したと思われた後も、児童生徒の様子を把握し、必要な対応を行う。また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。
- (3) 再び同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係を構築できるように指導する。
- (4) 全ての児童生徒が主体的に参加・活躍できるような授業や教育活動を行い、児童生徒の自己肯定感や自己有用を高める。
- (5) 生徒が主体的に考え、いじめ防止を訴える取組（児童会、生徒会によるいじめ撲滅の宣言など）を推進し、互いを認め合う人間関係を育む。
- (6) 道徳教育やピア・サポート等の教育活動を通して、誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立てる心を育むとともに、円滑に他者とのコミュニケーションを図る社会性を育成する。

**7 重大事態への対応**

**■重大事態とは**

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
 具体的には次の様なケースなどが想定される。
    - ・生徒が自殺を企図した場合
    - ・身体に重大な傷害を負った場合
    - ・金品等に重大な被害を被った場合
    - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※「相当の期間」については、不登校の定義25を踏まえ年間30日を目安とする。
- ※重大事態が発生した場合は速やかに市教委に報告し、重大事態対応発生後の対応フロー（次項）に基づいて対応する。

## いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー



(札幌市いじめ対策等の基本的な方針より)

### 8 危機対応チーム・いじめ等防止対策委員会について

- (1) 構成員については、管理職、主幹教諭、生徒指導（支援）担当教諭、学年主任、養護教諭、S C、その他関係の教職員の他、必要に応じてスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等や地域の関係者とする。
- (2) 虐待の疑い等、重大事態につながるような場合にも招集する。緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。

## ■主な役割分担

校長・教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長は「いじめ等防止対策委員会」の責任者</li> <li>・校長不在時は教頭が責任者</li> <li>・方針の明確化</li> <li>・保護者面接（必要な場合）</li> <li>・外部機関との連携</li> <li>・マスコミ対応（来校対応は2F多目的室で・電話対応は教頭に一本化）</li> </ul>
教務主任 主幹教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者集会の準備</li> <li>・時間割などの調整</li> <li>・臨時職員会議日程の調整</li> </ul>
生徒支援部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の集約</li> <li>・指導・支援の指示（学年・担任に対して）</li> <li>・いじめ防止対策委員会の招集</li> <li>・保護者面接（必要に応じて）</li> <li>・生徒への面接・説諭（必要に応じて）</li> </ul>
学年主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実確認・説諭などの指示・調整</li> <li>・担任のフォローアップ</li> <li>・保護者対応（連絡・事情説明・家庭訪問）</li> <li>・保護者面接</li> <li>・解決後の学年への指導、見守り</li> </ul>
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの早期発見→学年主任へ（生徒支援部長・管理職への報告）</li> <li>・生徒支援および指導</li> <li>・保護者対応（連絡・事情説明・面接・家庭訪問）</li> </ul>
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害・加害生徒（保護者）へのカウンセリング対応（必要に応じて）</li> </ul>
スクールカウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の状況把握と情報提供</li> <li>・被害・加害生徒（保護者）へのカウンセリング対応・助言等</li> </ul>
相談支援パートナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応等に対する助言や支援</li> </ul>

## 9 その他

- (1) いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止の取組については、学校評価の状況も考慮に入れ、PDCAサイクルで毎年見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめ防止基本方針は、年度初めの職員会議で提案し、決定後ホームページに掲載する。

## 10 他との連携等

- ① 「いじめ等防止対策委員会」の開催予定日を「生徒指導年間計画（E表）」に位置付ける。  
→ 学校運営委員会と同日
- ② 学校評価に「いじめの防止等の取組に関する項目を必ず位置付ける」→ 教務へ
- ③ 個別の対応状況に関する記録について、進級時に確実に引き継ぐ。また「悩みやいじめに関する調査結果」は、小学校から中学校へ用紙またはデータを引き継ぎ3年間保管する。→ 学年、小学校へ